

農地中間管理事業借受け希望者応募要領

1 目的

農地の貸借を進める農地中間管理事業の実施に際して、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）第17条及び公益社団法人徳島県農業開発公社（以下「開発公社（機構）」という。）農地中間管理事業規程（平成26年3月20日農技セ第10064号認可）に基づき、農地の借受希望者を円滑に募集する方法を定めるものです。

2 募集の区域

募集の区域は、市町村、または人・農地プランの区域を基本とし、当該市町村の意見を聞いて決定します。

3 公募区域の説明

開発公社（機構）ホームページで、市町村からの意見（回答）を基に公募区域毎に次の事項を公表します。

- ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
- ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（市町村からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

4 応募の方法

農地の借受希望者は、開発公社（機構）がHPに掲載している「農用地借受け申出書（様式第2号）」に、必要事項を入力してメールで応募するか、その様式を出力した上で必要事項を記入し、開発公社（機構）への郵送又は持参により応募します。

なお、市町村の窓口でも、農用地借受け申出書を置いて、応募を受け付けています。窓口で必要事項を記入の上、提出（応募）してください。

5 応募の受付確認

- ① メールでの受付は、開発公社（機構）から受付メールを返信します。
- ② 郵送による受付は、応募用紙に受付印（受領印等）を押印し、コピーしたものを返送します。
- ③ 持参した場合は窓口にて、受付印（受領印等）を押印後、コピーを当該応募者に渡します。

6 募集期間

借受希望者の募集は、機構（開発公社）が市町村の意見を聞いて、原則年2回（7月、10月）1ヶ月以上の期間で実施します。

なお、必要と認められた場合には、他の時期にも追加して実施します。

7 募集者の確認内容

農地の借受け希望者は下記の事項に留意して「農地借受け申出書」を作成してください。

- ① 借受けを希望する農用地等の種類(田・畑等)、面積、希望する農用地等の条件
- ② 借受けた農用地等で栽培しようとする農作物の種類
- ③ 借受けを希望する期間
- ④ 現在の農業経営の状況(作物ごとの栽培面積、労働力、機械の所有状況等)
- ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由(規模の拡大、農地の集約化、新規参入等)
- ⑥ その他必要な事項(氏名又は名称、住所、経営主の年齢、希望する賃料、中心経営体・認定農業者・認定就農者など担い手としての位置付けの有無、法人の場合はさらに常時従事者名等)

8 応募者の公表

応募内容から次の事項を整理し、開発公社(機構)ホームページで公表します。

- ① 氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

9 留意事項

- ① 応募内容の変更や取り消しを希望する場合は、その旨を開発公社(機構)、または市町村窓口(農政担当課)へ申し出する必要があります。
- ② 応募内容は、変更や取り下げの申し出がない限り、継続されます。
- ③ 応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用します。

なお、応募内容の一部は開発公社(機構)ホームページで公表するほか、本事業の実施のために、出し手との交渉や、県、国への報告等で利用するなど、関係機関等に提供します。